

## 高知県アニメ制作人材育成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県アニメ制作人材育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、県内にアニメ産業を集積し、雇用創出や地域産業活性化につなげる「高知県アニメプロジェクト」を推進するため、アニメ制作企業において必要となる人材の育成環境を構築することを目的に、県内の専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校をいう。以下「補助事業者」という。）が、アニメ制作技術の習得に関する専門学科等の設置に向けて実施する教育プログラム（以下「プログラム」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たし、知事がアニメ制作技術の習得に関する専門学科等の設置の検討に資すると認めるプログラムとする。

- (1) アニメ制作技術の習得に関する専門学科等の設置に向けて実施するプログラムであること。
- (2) アニメ制作技術の向上を主目的とするプログラムであること。
- (3) 補助事業者がマンガ制作等の技術の習得に関するプログラムを継続的に実施しており、そのノウハウを生かしたプログラムであること。
- (4) 補助事業を実施する専修学校において単位認定が可能なプログラムであること。
- (5) 補助金の交付決定後に新たに実施するプログラムであること。

### (補助対象経費、補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助期間は、別表1に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、次条各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、第5条第1項の規定より交付申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。次号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納が認められるとき。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定額の増額又は20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

ア 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと認められる場合

イ 補助目的及び事業効率に支障がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の実施期間を変更するとき。

2 知事は、前項の規定による変更交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったとき等、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助事業中止等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(年度終了実績報告書)

第10条 補助事業者は、初年度の3月31日時点の実績について、同日から30日以内に別記第4号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、補助対象期間の最終年度は、次条の規定による報告をもって代えることができる。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前2条に規定する実績報告書を受理した場合は、必要な検査（報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査）を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定による変更交付を決定した場合にあっては、その決定した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金を交付する。この場合において、補助金交付決定額（同項の規定による変更交付を決定した場合にあっては、変更交付決定額）と補助金の確定額とが相違する場合は、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業が複数年にわたる場合にあっては、最終の補助事業が完了した日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について別記第6号様式による取得財産等管理台帳（補助事業者が別に備える固定資産台帳等に当該補助金により取得し、又は効用が増加した財産である旨記載される場合はその台帳等）を備え、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合（以下この条において「取得財産等の処分」という。）は、事前に別記第7号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により知事の承認を得て取得財産等の処分をしたことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第2項の承認を得ずに取得財産等の処分をした場合は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、第2項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して取得財産等の処分を行うことを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (3) 正当な理由がなく、第10条若しくは第11条に規定する実績報告書を提出しないとき又は第12条の規定による検査を拒んだとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

(5) 第7条各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を県に返還させるものとする。

(地位の承継)

第17条 補助事業者から合併、会社分割その他の理由により補助事業者たる地位の承継を受けた者又は補助事業者は、当該地位の承継に関して、別記第8号様式による補助事業者の地位承継に関する届出書に地位が承継されたことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第19条 補助事業又は補助事業者に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(報告及び調査)

第20条 知事は、この要綱の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の実施について報告を求め、又は調査を実施することができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第14条から第17条まで、第19条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	報償費	補助事業の実施に要する講師等の謝礼
	旅費	補助事業の実施に要する講師等の旅費
	需用費	補助事業の実施に要する物品、書籍の購入費、印刷製本費 等
	役務費	補助事業の実施に要する通信運搬費 等
	委託料	補助事業の一部を専修学校の外部に委託する場合の委託料
	使用料及び賃借料	補助事業の実施に要する会場借上料、システム使用料、物品のリース・レンタル費用 等
	備品購入費	補助事業の実施に要する備品の購入費（事業の用に供する償却資産の取得に要する経費） ※資産の所在する市町村において申告対象とならないものは対象外とする
補助率	1 / 2	
補助限度額	2, 9 0 0 千円	
補助期間	最大2年間（交付決定の日の属する会計年度から翌年度の3月31日まで）	

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税は対象外とする